

第五十四号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月江戸川区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第一項及び第二項」を「第十九条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第十四条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第十五条の見出しを「（第一号部分休業の承認）」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第十五条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第十五条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
  - 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
- 2 勤務時間条例第十六条の三第一項、勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則又は幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認を受けている職員については、第二号部分休業を承認することはできない。
- （育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）
- 第十五条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。
- （育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）
- 第十五条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
- 一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
  - 二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務

日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間

（育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情）

第十五条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第十六条中「職員が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加える。

第十七条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第十七条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第十五条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の改正に伴い、部分休業に係る規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。